

城西国際大学における研究費の適正な使用の推進のための行動規範

令和3年11月24日

最高管理責任者（学長）

杉林 堅次

城西国際大学（以下「本学」という。）は、社会から付託された大学の使命と役割に応え、本学の学術研究に対する社会からの信頼を確保すること及び研究費を適正に運営・管理することが求められている。研究費に関する不正は、本学の教育及び学術研究のみならず、我が国の教育及び学術研究に対する社会の信頼をも揺るがしかねない。

これらを踏まえ、城西国際大学における研究費の管理及び運営に関する規程第20条に基づき、本学における研究費の適正な使用の推進のための行動規範を次のとおり定める。

本学において研究費の使用に関わる全ての者（以下「研究者等」という。）は、各々の自覚と責任をもってこれを誠実に実行しなければならない。

1. 本学の研究者等は、研究費の多くが国からの補助金及び学生からの納付金など広く国民が負担する公的な資金であり、かつ、大学が管理すべき公金として扱われるものであることを認識し、その使用に当たっては自らに説明責任があることを自覚し、公正かつ効率的に使用する。
2. 本学の研究者等は、研究計画及び研究の進捗に合わせて、研究費を計画的かつ適正に使用する。
3. 本学の研究者等は、研究費の使用・管理に当たって、関係する法令及び本学の規程等並びに事務処理手続及び使用ルールを遵守する。
4. 本学の研究者等は、各構成員と相互に連携・協力して、研究費の不正使用を未然に防止する。
5. 本学の研究者等は、研究費の使用に当たり、取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないよう公正に行動する。
6. 本学の研究者等は、研究費の取扱いに関する研修や説明会への積極的な参加を通じて、関係法令や使用ルールに関する理解を深めるとともに、絶えず新たな知識の習得

に努める。

7. 本学の研究者等は、研究費の不正使用が疑われる場合には、黙認せず、速やかに通報窓口に通報する。

以上